

特別管理指導加算	特別な管理を必要とする方に対し、退院時共同指導加算に加算される	2000円
退院支援指導加算	退院日に算定要件にかかる利用者に療養上必要な指導を行った場合	6000円
長時間精神科訪問 看護加算 週に1回	人工呼吸器を使用している方、特別な管理を必要とする方、特別訪問看護指示期間の方に対し1時間30分以上の訪問看護を実施した場合 厚生労働大臣が定める状態の場合週3回まで可	5200円
複数名精神科訪問 看護加算	要件を満たす利用者様に対し Ⅰ 看護師と同時訪問 1回/日 Ⅱ 准看護師と同時訪問 Ⅲ 看護補助者、精神保健福祉士と同時訪問	Ⅰ ①1回/日 4500円 ②2回/日 9000円 ③3回/日 14500円 Ⅱ ①1回/日 3800円 ②2回/日 7600円 ③3回/日 12400円 Ⅲ 週に1回 3000円
早朝・夜間加算	利用者様、御家族様の求めにより当該時間に訪問看護を提供した場合加算 早朝：午前6時～午前8時 夜間：午後6時～午後10時	早朝・夜間 2100円
深夜加算	同上 深夜：午後10時～翌朝午前6時	深夜 4200円
在宅患者連携指導 加算 月に1回	医療機関や歯科、薬局と文書により情報提供をしそれを踏まえ療養上必要な指導を行った場合	3000円
在宅患者緊急時 カンファレンス加 算	通院困難な利用者様のご自宅で、主治医の求めにより関連スタッフとカンファレンスを行い指導を行った場合	2000円
ターミナル療養費	終末期のケアを行った場合（死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合） 1 在宅、又は特別養護老人ホームで亡くなった方 2 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定している方）	1 25000円 2 10000円
訪問看護ベース アップ評価料	訪問看護ステーションの処遇改善	780円